

●京都府議会9月定例会は、10月10日に、一般会計補正予算など16議案を可決、わが党議員提案の「京都府男女平等条例案」「京都府地域金融活性化条例案」を否決して閉会しました。

最終本会議で、新井進議員が行った「議案に対する討論」、西脇郁子議員が行った「京都府男女平等条例案および京都府地域金融活性化条例案についての討論」、光永敦彦議員が行った「意見書案・決議案についての討論」の全文を紹介します。

新井 進議員の「議案に対する討論」

日本共産党の新井進です。私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま議題となっております議案18件のうち知事提案にかかる16件の議案のうち、第6号、第7号、第8号、第10号議案および第21号議案の5件に反対し、他の議案には賛成の立場で討論を行います。

まず、第6議案 振興局等の再編にかかる「条例改正」についてであります。今回の振興局等の再編は、多くの府民が「身近で頼りになる府の機関を」との願いから、宮津保健所の存続を求める宮津市など1市4町長からの要望や議会からの意見書、さらに田辺保健所の存続を求める八幡市や京田辺市議会からの意見書、そして亀岡市からの保健所、土木事務所、農業改良普及センターに関する要望など、関係自治体からも多くの意見、要望が出されてきました。そして本府議会へも20000人をこえる府民から、保健所等の存続を求める請願も出されてきました。ところが、本府はこうした要望や意見にまったく耳を貸そうとせず、再編を強行しようとするものです。

さらに、今度の再編案では17市町村約70万人の人口を持つ山城地域に、たった一つしか振興局を配置しないもので、その管内人口は鳥取県よりも多いものとなります。これに対し理事者は「山城地域一体の地域振興のため」としていますが、乙訓2市1町と学研都市地域をかかえる相楽地域とは明らかに大きな違いがあり、これまでの経過からみても「一体的な地域振興を図る」というのはまったくの口実でしかなく、合理的な説明とはなっていません。

知事は「行財政改革指針」作成にあたって、「住民発・住民参画・住民協働の行政システムに転換していく」と述べ、「現地現場主義」と繰り返し発言されていますが、今回のこうしたやり方は、これらの言葉がまったくの飾り物に過ぎないと言わざるをえません。

さらに、審議を通じて与党会派の議員からも「山城地域に二つの振興局が必要」とか「土木事務所を廃止して、住民の安全・安心の期待に応えられるのか」など、さまざまな問題が指摘され、その解決が求められていましたが、なんら解決がされていません。こうしたもつで振興局等の再編を強行すべきではなく、よって第6号議案には反対です。

なお、知事には、こうした府民、関係者の要望や議会審議でだされた意見には、その声を

生かす方向で、いっそうの改善を進められるよう強く求めておきます。

次に、第7号議案についてです。これは法人事業税に外形標準課税を導入し、赤字法人からも税金を徴収できるようにしようとするものです。導入にあたっては全国の中小企業団体や中小業者の「外形標準課税導入反対」の声に押され、政府も資本金1億円以上の企業を対象にしましたが、本府では、資本金1億円以上の企業でも45%が赤字経営です。長引く不況のもとで、必死の経営努力をしている企業に対し、儲けがなくても、赤字でも税金を払えと言うものですから、経営をさらに困難にし、京都経済をいっそう疲弊させ、ひいては、府税収入の安定的確保も困難にさせるものであることは明らかです。

そしていったん導入されれば、消費税と同様に、対象企業をさらに拡大する方向に道を開くことになります。こうした中小企業と京都経済をいっそう困難に追い込む外形標準課税の導入には反対であります。

次に第8号議案・府立学校授業料等徴収条例一部改正の件ですが、長引く不況で府民生活が苦しくなっているもとで、府民に新たな負担を押し付けるものであり反対です。今回の補正予算で高等学校等修学資金貸与事業の対象人員を2.6倍にも増やさなければならぬように、経済的理由により教育を受ける権利が脅かされているとき、今回の値上げは追い打ちをかけるものです。国が2年おきに値上げするのを受けて、機械的に1年遅れで値上げするという国追従のやり方は、地方分権・地方自治の姿からは程遠いもので、こうしたやり方を改め、もっと自主的立場から再検討すべきです。

次に、第10号議案の「府営和知集落橋梁新設工事にかかる契約案件」についてですが、この橋梁の建設計画は総事業費9億円もかかるもので、バブルの時期に計画され、その後、町の関係者や地元住民の間でもその必要性について疑問が出され、今日まで遅れてきた経過のあるものです。本府はいま、一つ一つの事業について費用対効果など、事業実施に当たっては慎重な検討を行うとしていますが、本工事についても、予算の執行を留保し、あらためて事業の必要性や費用対効果などから再検討をすべきものであり、よって反対です。

次に、第21号議案の丹後6町にかかわる「配置分合」についてです。

これまで地域住民が共同して築き上げ、それぞれに歴史を持つ丹後の6町を廃止し、合併をしようとするものですが、本来、この重要な決定には住民の参加、住民の意思の尊重が何よりも重要です。

ところが今回の市町村合併は、国が地方交付税など市町村自治を保障するための財源の削減をねらって、地方自治の原則を踏みにじって、市町村に押し付けてきたものです。だからこそ全国町村会や町村議長会は、繰り返し「押し付け合併反対」の決議を上げ、強く抗議してきました。

ところが本府も、国と同様に「合併しなければ生き残れない」と強引に合併を誘導してきたもので、そもそも住民の中から合併論議が生まれたものではありません。

しかも、法定合併協議会が発足する際には、「合併の是非を問うべきだ」との声に対し、「合併の是非を含めて協議会で議論すればよい」と強引にスタートしましたが、その後の協議会では合併の是非の論議は行われず、一路、総務省のマニュアルに沿って合併への手続きが進められてきました。

さらに合併協議会が行ったとされる住民の意識調査でも、合併の是非ではなく、「合併した際に期待するか。何が不安か」という調査でしかありませんでした。

だからこそ、住民の中からは町の将来にかかわる大問題である合併について、住民の意思を問う住民投票をやってほしいという直接請求が4割近い住民から提出されたのです。

そして、本府議会に議案が提案されるに際しても、地元住民から知事と府議会に対し、住民アンケートの実施など、住民の意向をよく聞いてほしいとの要望も出されていたものです。

7日に総務常任委員会でおこなわれた参考人の意見でも、合併に際しては、住民の自治力の強化が求められると言われましたが、この自治力を強化するためにも、合併に際して住民参加を貫くのは当然のことです。参考人は「住民投票は、議会の意見が二分されたり、町長と議会が対立したときなどに実施すればよい」との見解を述べられましたが、これは住民参加の保障による住民の自治力の向上を否定するもので、「合併をすすめるためには自治力の強化が必要」とする参考人の意見とも矛盾するものです。しかも、住民投票に慎重な態度をとる学者などの間でも、「住民投票は、合併の適否など自治体存立の基礎条件にかかわる基本的な選択については有用である」とする意見が大勢です。

さらに、これまで本府や合併協議会などでも「財政が大変だから、合併しかない」と住民に宣伝されてきましたが、参考人は「合併したからと言って、財政が強化されるものではない」とされています。結局は合併によって住民サービスの切捨てなど、自治体リストラをいっそう進めることで「財政基盤を強化しようとする」もので、住民が「サービスが後退しないか。周辺部が寂れないか」との不安をもつのは当然のことです。これについても住民の中での十分な議論が必要なことは明らかです。こうした問題を抱える6町の合併について、理事者は「地方自治法にもとづき、粛々とすすめるだけ」と答弁していますが、ここにも「住民発・住民参画・住民協働」という知事の言葉が、まったく中身の無いものであることを示しています。こうした姿勢では、本当の地方自治・住民自治の前進ははかれないことを強く指摘しておくものです。

以上のべた経過から見ても、丹後地域に住む住民が、自分たちの町の将来は自分たちの意思で決めたいとの願いを反映させる措置が十分とられていないことが明らかとなった以上、本議案については、さらに住民の意向を調査するなど慎重な審議が必要です、よって本議案には反対であります。

以上で、議案に対する討論を終わります。

西脇郁子議員の「京都府男女平等条例および京都府地域金融 活性化条例についての討論」

日本共産党の西脇郁子です。日本共産党議員団を代表して、議員提案の議第1号議案「京都府男女平等条例制定の件」並びに議第2号議案「京都府地域金融活性化条例制定の件」についての賛成討論を行います。

まずはじめに、「京都府男女平等条例案」についてです。

わが党議員団はこれまでも、女性労働者の雇用実態の改善や、農山漁村及び業者女性の健康支援、女子学生の就職難等の問題を府議会で繰返し取り上げるなど、女性の権利擁護と地位向上に力を尽くしてまいりました。

また、「あけぼのプラン」見直しにあたっての知事への申し入れやDV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者保護に関する申し入れを行うとともに、こうした施策の土台となる男女平等条例の制定を、府民参加で進めるよう一貫して求めてまいりました。今回の条例提案はこうした積み重ねの上に立ってのものです。

条例案の作成にあたっては、弁護士や大学教授など法律の専門家に加え、幅広い女性団体、パート労働者や女子学生、事業者からもご意見を伺い検討を重ねてまいりました。

そして八月の記者発表以後、経営者団体やJA、連合京都などの労働組合、府下の全自治体の首長やすべての女性議員など一千を超える幅広い団体や個人に条例案を届けて、ご意見を伺ってまいりました。

地場産業に従事する女性からは、「京都経済の主役は中小零細業。これを女性が支えてきた。家族労働を正當に評価する条例案を心から歓迎する」とのお声をいただきました。また、子育て真っ最中のシングル・マザーの方からは、「一人親家庭への支援と書いてあることにとっても励まされた」と感想を寄せていただきました。まさにわが党の提案が多く的女性・府民から待たれていたものであったことをあらためて確信しているところです。

本条例案が審議された厚生労働常任委員会では出された意見について申し上げます。

まず、自民党から出された「男らしさ、女らしさについて、共産党はどのような立場に立っているのか」との意見についてです。私どもの立場は、生物学的な性差とは別の、社会制度や慣習において形成された性別による固定的な役割分担にとらわれて、男女がともに自由な活動の選択を阻害されることのない社会をめざすというものです。このことは国の男女共同参画社会基本法にも明記されている立場です。自民党は、今年二月に知事に対し、条例制定にあたっては、「『男らしさ、女らしさ』を否定するものであってはならない」と強く要望しておられますが、性差と「男らしさ、女らしさ」とを意図的に混同し、男女の役割を固定化する考え方は、男女平等の世界の流れに逆らうものです。

本議会でも自民党は「男女共同参画が進めば家庭が崩壊する」「根本は健全な家庭をつくること」といわれましたが、「高度経済成長期に強化された『男性は長時間労働、女性は家を

守る』という家父長制型の性別分業こそが家族を崩壊させた」との府専門家会議委員の発言に耳を傾けるべきです。

2つ目は、「事業者責任が厳しすぎる」「国際競争の中でがんばっている企業がダメージを受けるのではないか」という公明党の意見についてですが、女性差別のない企業こそが国際的に評価を受け成長していくものと考えます。現在、女性は就業人口の4割を占めるに至っていますが、国際機関から度々厳しい指摘がされているように、日本の女性は賃金や昇給の面で差別を受けているという現実があります。職場における男女平等の実現は急務であり、条例案ではこれを推進するために事業者の責務を規定しています。全国でも事業者責務を明記した条例がいくつもあります。民主党・府民連合は代表質問で「実効性を確保・推進する必要がある」といわれましたし、公明党・府民会議も一般質問で「実効ある諸施策の推進を望む」といわれましたように、本当に条例の実効性をあげるというなら事業者責任の明記は欠かせません。

3つ目に、「男女平等の達成度をはかる基準が示されていない。男女平等の基準を役所の判断に任せるといふなら行政主導ではないか」との意見がありましたが、条例案では、達成度をはかる基準として、基本計画の策定を知事に義務付けるとともに、公募制による審議会を設置し、男女平等の促進に関する府の施策の実施状況を監視し、影響調査を行うとしています。さらに、基本計画の策定にあたっては、この審議会並びに府民やNPOをはじめ民間団体の意見を反映することも明記しています。このように本条例案は行政主導どころか、府民による点検を二重三重に保障する内容となっています。

なお、本条例案には、行政から独立した第三者による苦情処理機関の設置という、より徹底した内容を盛り込んでいます。これは私人間、及び府政に対する府民の苦情や相談に対する判断や処理が公正中立に行われることを保障するもので、既に全国十四県で採用されているものです。

4つ目に、「市町村への規定は市町村に対する介入である」との意見です。条例案では、「市町村との相互の連携及び協力」や「支援」、「市町村の求めに応じて助言」を行うと明記していますが、このことがなぜ介入となるのでしょうか。

本府は残された数少ない条例未制定県となっているだけに、むしろ、全国のすぐれた内容と経験に学び、府民参加を広げ、憲法と国際的到達点をふまえた真に実効性ある条例を一日も早く制定することが求められております。みなさまのご賛同を心からお願いするものです。

次に、「京都府地域金融活性化条例案」についてです。

中小企業金融、地域金融を取り巻く状況は、ここで改めてご説明する必要がないほど厳しいものとなっています。このような中で中小企業を守り発展させるために、本府として国に対し、不良債権処理を加速する「竹中プラン」の強行など、誤った金融政策の転換を求めると共に、府独自に積極的な施策を講じる必要があります。今回、「中小企業地域金融支援対策協議会」の提案が理事者側から行われましたが、その機能をより強化するためにも、京都府地域金融活性化条例の制定が求められるのではないのでしょうか。

さて、農林商工常任委員会での審議の中で出されました、本条例案に対するご意見のいくつかについて、改めて私どもの考え方を述べさせていただきます。

ひとつは、金融機関の監督は国の仕事であり関係法令に触れるのではないかと言うことです。

銀行法 21 条・24 条では、銀行の業務又は財産の状況に関し報告などを求めています。この規定は、銀行に免許を与えた国が、その権限に基づいて、金融機関の健全性確保のための規制を行うものです。これに対して、本条例案による「地域金融活性化に対する寄与の程度に関する評価」は、京都府が地方自治の立場から自主的かつ主体的に、地域経済の発展のために行うものであり、銀行法の規定とは、目的を異にしており、銀行法の規定に抵触するものではありません。

次に、融資は、貸し手と借り手の責任で行われるものであり、金融機関が、一方的な融資拒否、条件変更を行っているかどうかの判断は難しいのではないかと、あるいは、行政の金融機関への介入、コントロールは、問題ではないかという疑問についてです。

貸し渋り、貸しはがしとは、借り手側が勝手に貸し渋りを受けたと言っているものではありません。金融機関側の圧倒的な力をバックに行われているものです。このような力関係を、京都府における地域金融の健全化、中小企業者への必要な資金の安定供給という視点から、貸し手、借り手の真に対等な関係に正していくことが、本条例の目的であり、私どもは、これを行政による適切な誘導であると考えています。

なお、民主党が先の国会に提出した「地域金融円滑化法案」は、金融機関の責務について「地域金融の円滑化に寄与する責務を有する」と規定、さらに、都道府県など地方公共団体に対し、国の施策に準じた施策等を行う責務を課しており、わが党提案の条例案とほぼ同じ趣旨のものとなっていることを指摘しておきます。

又、ただ今、「中小企業に対する融資の円滑化に関する決議」が全会一致で採択されましたが、決議の主旨をより確実に実現するためにも、私ども提案の「京都府地域金融活性化条例」は大きな力になるものと考えます。

私どもは、本条例案の発表後、多くの業界団体や業界幹部をお尋ねし、ご意見を伺いましたが、共通して「今のひどい状況を何とかしてほしい」という声が出され、本条例実現への期待の大きさを痛感しました。私は、京都府地域金融活性化条例は、このような状況を打開し京都府における地域金融の活性化を誘導するものであり、貸し渋り、貸しはがしの防止はもとより、今後の京都経済の発展に欠かせない、地域金融、ひいては京都経済の活性化のために大きな力を発揮するものであると確信するものであります。ぜひとも本条例案にもご賛同いただきますよう、最後に心よりお願いしまして討論を終わります。ご静聴ありがとうございます。

光永敦彦議員の「意見書案・決議案についての討論」

日本共産党の光永敦彦です。日本共産党府会議員団を代表して、ただいま議題となっております、4会派提案の「義務教育の維持向上・財源保障を求める意見書案」に反対し、他の意見書案8件および決議案2件について、賛成する立場から討論を行います。

まず、わが党提案の「消費税の増税に反対する意見書案」についてです。いま、政府・財界から「消費税率を二ケタに引き上げよ」との大合唱がはじまっています。日本経団連は、「2014年度には16%に」、経済同友会は「2020年度には19%に」、政府税制調査会も中期答申で「二ケタ税率化」を明記しました。そのうえ、日本経団連は、これから政党内に献金するときには、消費税の値上げと法人税の引き下げに賛成するかどうかを最優先の基準にして献金をする、つまり消費税二ケタ値上げの方向で政党内にヒモをつけるという、なりふりかまわないものです。

小泉首相は、「消費税の値上げは3年間はやらない」といっています。しかし、それはまったくの詭弁であり、「3年かけて増税の環境を着々とつくる」という立場にほかなりません。現に、谷垣財務大臣は記者会見で「消費税率引き上げの議論を積み重ねること」を自分の任務の一つにあげ、政府税制調査会会長は、「国民世論の形成には2、3年かかる。小泉首相にはその地ならしをやってもらいたい」と言っているのです。

その口実としてもちだしてきているのが「社会保障充実の財源のため」というものです。しかし、これほどひどいごまかしはありません。消費税導入から15年間の消費税収の累計は、136兆円にのぼる一方、同じ時期に、法人三税の税収は、累計131兆円も落ち込んでいるのです。これは法人税率を42%から30%にまで引き下げるなど、消費税が、大企業に大盤振る舞いの減税のためにほとんどそっくり使われてしまったことになるではありませんか。また、民主党のマニフェストで、自民党との消費税増税競争に足を踏み出したことは、国民の願いに背を向けるものではないでしょうか。

わが党は、国民の日々の売り買いのなかからとりたてる最悪の不公平税制を21世紀の日本の税制の中心にすえることに断固反対するものです。そのために、50兆円にも膨張した公共事業費のムダを削り、バブル前の25兆円水準まで段階的に半減させ、年間5兆円に膨張した軍事費を抜本的へ軍縮へと転換させるなど、歳出の抜本的改革をすすめること、また税金や社会保険料などの負担は「上に厚く、下に薄い」という近代社会における経済民主主義の大原則にのっとった歳入改革をすすめることが必要と考えます。その中で、消費税の廃止に向かう立場から、消費税の増税計画を中止することを求めるものです。みなさんの賛同をお願いします。

次に、わが党提案の「イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書案」についてです。

小泉内閣は、アメリカいなりイラク戦争を支持し、イラクへの自衛隊派兵をすすめています。しかし、いま国際社会では、アメリカによるイラクへの戦争そのものが全

く無法であったことが、厳しく追及されているのです。9月23日の国連総会での演説で、アナン事務総長は、「過去58年間、世界の平和と安定が依拠してきた国連憲章の大原則にたいする根本的な挑戦である」と批判し、「もしこれが受け入れられるなら、それが先例となって、正当性のいかにかわからず、単独行動主義による不法な武力行使の拡散を招く結果になることを懸念する」とのべました。この国連総会では、各国代表が、次々とアメリカの単独行動主義を批判し、「イラクの再建は国連主導で」との声をあげたのが大きな特徴でした。

そのうえ、アメリカがイラク攻撃の唯一の根拠としていた「大量破壊兵器の保有」についても、アメリカの調査団の報告で、「大量破壊兵器は発見できなかった」という結論が出されようとするなど、戦争を正当化する口実は、ことごとく崩れ去っているのです。

現在、イラクでは、アメリカ軍への攻撃があいつぎ、泥沼化の様相を呈しています。イラク駐留米軍のサンチェス司令官が、記者会見で、「米軍がイラクにとどまる限り、攻撃と死傷者は続くだろう」とのべているとおり、米軍がイラクに存在し、無法な占領支配を続けることこそ、イラク復興の最大の障害となっているのです。そのアメリカの支援のために、自衛隊の派兵を強行するもので、断じて許されません。だからこそ、フランスやドイツ、中国、インド、パキスタン、アラブ連盟諸国は「派兵しない」と表明しているのです。

「日米同盟のため」なら、憲法までも無視してかまわないという、時代おくれのアメリカいいなりの政治を21世紀も続けてはなりません。わが党は日米安保条約をなくし、ほんとうに独立した平和な日本をつくるために、全力をあげるものです。そして、イラクへの派兵を中止することを強くもとめるとともに、イラク派兵法そのものを廃止することを要求します。イラクの復興は、国連を中心に、イラク国民の主権を尊重した支援策こそ必要です。以上の立場から、本意見書案への皆さんの賛同を求めるものです。

次に、わが党提案の「若者の雇用をすすめる意見書案」についてです。

今、小泉内閣の経済失政のもと、若者の雇用をめぐる状況は極めて深刻です。完全失業者の半分が34歳以下の若者となり、大学卒の就職率は55%にまで落ち込み、高校卒業者にいたっては16.6%、417万人もの若者が「フリーター」とならざるをえない状況です。これは一人ひとりの若者の現在と将来にとって深刻な影をおとすとともに、生産性を押し下げ、貴重な技術を継承できないなど、日本の産業や社会にとっても放置できない重大な問題をはらんでいます。

こうした中、小泉内閣が本年6月に発表した「若者自立・挑戦プラン」は「職業意識の喚起」など、「自立・挑戦」を促すものとなっており、「国民生活白書」で「フリーターの増大」の原因は「どちらかという企業側の要因が大きい」と指摘した認識とは大きく乖離し、「企業側」への対策はありません。今必要なことは、95年から2001年の間に、34歳以下の正社員数を、中小企業は3万人増やしたにもかかわらず、大企業は108万人も減らすという横暴に、メスを入れることではないでしょうか。若者への安定した雇用を増やし、「フリーター」からの脱出を応援することが党派を超えた緊急の課題になっています。みなさんの賛同を求めます。

次に、わが党提案の「在日外国人無年金障害者・高齢者の救済措置を求める意見書案」および「在日外国人無年金障害者・高齢者に対する給付金制度の実施を求める決議案」と、4会派提案の「在日外国人無年金者の救済に関する意見書案」についてです。

年金を受給することができない在日外国人無年金障害者・高齢者の方々にとって、救済措置は死活の願いです。

国の救済措置がないもて、全国の地方自治体では独自の「給付金制度」をつくり、現在全国で700自治体、本府内で24市町が実施されています。ところが、本府ではまだ実施されておられません。すでに制度から除外された高齢者の方は一番若い方で77歳となっており、その願いに応えないことは「亡くなられるのを待っている」ことと同じではないでしょうか。

したがって日本が批准した国際人権規約と難民条約の理念である「内外人平等の原則」にもとづき、また平成6年の国会の附帯決議等をふまえ、国で在日外国人無年金障害者・高齢者の救済措置を講じるとともに、本府としての制度創設をもとめることは当然であります。みなさんの賛同をお願いします。また、対案として提出された4会派提案の意見書案も同趣旨でありますので賛成するものです。

なお、府議会に提出された請願は、付託された厚生労働常任委員会で、全会一致で採択されました。よって、本来なら委員会の総意で意見書案および決議案を提案すべきものであることを指摘しておきます。

次に、「中小企業に対する融資の円滑化に関する決議案」についてです。

小泉内閣発足後のわずか2年4ヵ月に4万4千件もの企業倒産が起きています。これは小泉・竹中プログラムが、金融機関に対する「検査マニュアル」を機械的に押し付けたことによって、金融機関が、その本来の役割である、必要などころに安定的に資金供給がされず、貸し渋り・貸しはがしが強引に行われるなど、必死の思いで経営努力をしている中小企業が、無残にも廃業を強いられることになっているのです。

したがってわが党が本議会に提案した「京都府地域金融活性化条例案」に盛り込んだとおり、地域経済の重要な担い手である中小企業者を支援するため、金融機関の本来の役割を発揮させ、地域経済の活性化をはかる万全の体制をとることが本府に求められています。以上の立場から賛成するものです。

次に、「携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書案」について、賛成するものですが、利用者への負担転化のないように強く求めておきます。

次に、「私立学校助成の充実に関する意見書案」についてです。

保護者を始め多くの関係者の運動により、毎年国庫補助が増額されているにもかかわらず、本府は高校生の授業料軽減補助額の単価改訂を98年以来見送っていることは重大です。保護者負担の軽減を求めるのであれば、ただちに補正予算を組み単価改定をしっかりとこなうべ

きです。このことを厳しく指摘し、本意見書案に賛成します。

次に、わが党提案の「義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書案」についてです。

教育の機会均等と、その水準の維持向上をはかるため、国が必要な経費を負担してきた義務教育費の国庫負担金を、小泉内閣は「三位一体改革」の名で廃止・縮減しようとしています。これらが強行されれば、自治体の財政力の差により教育条件や教育水準の格差を広げることは必至であり、義務教育に対する国の責任を放棄するもので断じて許されません。

子どもと教育の危機が叫ばれる中、少人数学級の実現など、どの子にもゆき届いた教育を実現することは喫緊の課題です。わが党提案の意見書案は、義務教育の維持向上と地方財政の安定をはかるために、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものであります。賛同をお願いします。

最後に、4会派提案の「義務教育の維持向上・財源保障を求める意見書案」についてです。

この3月に、総務、財務、文部科学の三大臣が2006年までに、義務教育費国庫負担全体の一般財源化について所要の検討を行うことに合意しています。しかし、このことこそ、教育に対する国の責任の放棄であります。これに対し、民主党参議院議員は国会審議の中で「義務教育費国庫負担金の一般財源化は、国の責務である教育の機会均等、義務教育の水準の維持向上の観点から、将来に大きな禍根を残す」と制度の堅持を求めました。ところが、本意見書案は「教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を国の責務」としながら、その保障であり制度の根幹である義務教育国庫負担制度について堅持を求める内容ではありません。よって、制度見直し、一般財源化を前提にした意見書案には、反対です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

●9月定例会に提出された意見書案・決議案の全文と採択の結果を紹介します。

イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書(案)

否決(日本共産党提案 賛成 日本共産党)

政府は、アメリカの要求にこたえ、年内にも自衛隊をイラクに派遣し、アメリカ・イギリスの軍事占領を支援しようとしている。

しかし、イラク復興支援特別措置法は、「戦闘地域に自衛隊を派遣しない」としてきたものである。イラクの現状は、全土が戦闘状態であり、アメリカ軍だけでなくその他諸国の軍隊、国連事務所などにも攻撃がおこなわれるなど泥沼化している。また、アメリカ・イギリスのイラク攻撃は、国連憲章に反するものとして、国際社会から批判が高まっている。

こうした状況の中で自衛隊を派遣することは、憲法が禁じた武力行使と集団的自衛権の行使に踏み出すものであり、国際社会から批判をまぬがれない。

今必要なことは、アメリカ・イギリス軍の即時撤退とイラクの主権回復、国連主導の復興支援であり、そうした国際社会の要請に平和的な形でこたえることである。

よって、政府におかれては、イラクへの自衛隊派遣を中止し、国連主導のイラク支援に協力するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長 綿貫 民輔 殿

参議院議長 倉田 寛之 殿

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

内閣官房長官 福田 康夫 殿

外務大臣 川口 順子 殿

防衛庁長官 石破 茂 殿

京都府議会議員 田坂 幾太

消費税の大増税に反対する意見書(案)

否決(日本共産党提案 賛成 日本共産党)

今日、消費税の大増税計画が推し進められようとしている。すでに政府税制調査会は、中期答申で「消費税を二桁に引き上げる必要がある」と明記しており、日本経団連や経済同友会など財界からも、消費税の16%、19%への大増税を求める声が強まっている。小泉首相は、政府税制調査会の中期答申に対して、消費税増税を「タブー視」せずに議論するよう指示している。

このように消費税大増税に向けた地ならしがすすめられていることは明らかである。消費税の大増税は、1997年の5%への引き上げ以来の事態にみられるように庶民の暮らし、中小業者の営業、景気と経済を破壊するものである。

よって、政府におかれては、消費税の大増税計画をただちにとりやめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫 民輔 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
金融・経済財政政策担当大臣	竹中 平蔵 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

若者の雇用拡大を求める意見書(案)

否決(日本共産党提案 賛成 日本共産党)

大学卒業者の就職率が55.0%、高校卒業者の就職率が16.6%と過去最低を記録し、完全失業者の半分が34歳以下となるなど、若者の就職状況は、極めて深刻な事態となっている。15歳から34歳までの若者のうち、パート、アルバイト、派遣労働者など、いわゆる「フリーター」は、5人に1人の417万人に達している。

「国民生活白書」も指摘するように、大企業のリストラが就職難と「フリーター」急増の大きな原因で、1995年から2001年の間に、大企業は34歳以下の正社員の数に108万人も減らしている。

こうした若者の不安定な雇用は、日本経済の成長を阻害する恐れがあり、低賃金と不安定な就労は、若者の自立を妨げ、少子化の原因ともなっている。

よって、国におかれては、若者への安定した雇用を増やし「フリーター」からの脱出を応援するために、大企業に対し、新規採用の抑制をやめ、雇用責任を果たすよう強く働きかけるとともに、職業訓練の場の拡充と訓練期間中の生活保障などを積極的に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫	民輔	殿
参議院議長	倉田	寛之	殿
内閣総理大臣	小泉	純一郎	殿
財務大臣	谷垣	禎一	殿
文部科学大臣	河村	建夫	殿
厚生労働大臣	坂口	力	殿

京都府議会議員 田坂 幾太

在日外国人無年金障害者・高齢者の救済措置を求める意見書(案)

否決(日本共産党提案) 賛成(日本共産党)

「国民皆年金」といわれて1959年に発足した国民年金制度のもとで、国籍条項があり、加入できなかった在日外国人は、1982年1月1日の難民条約発効にもなって国籍条項が撤廃され、年金加入の道が開かれたが、その時点で20歳以上のすでに障害を有する者と、1986年4月1日時点で60歳以上の者は、年金を受給することができなかった。

すでに、「中国残留邦人等」とされた人たちにも経過措置がとられ、年金を受給できるようになったが、在日外国人に対しては、何の措置も講じられていない。

よって、国におかれては、日本が批准した国際人権規約と難民条約の理念である「内外人平等の原則」に基づいて、在日外国人無年金障害者・高齢者に対する救済措置を、国会の附

帯決議等もふまえて、すみやかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫 民輔 殿
参議院議長	倉田 寛之 殿
内閣総理大臣	小泉純一郎 殿
総務大臣	麻生 太郎 殿
外務大臣	川口 順子 殿
財務大臣	谷垣 禎一 殿
厚生労働大臣	坂口 力 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

在日外国人無年金障害者・高齢者に対する給付金制度の実施を求める決議(案)

否決(日本共産党提案 賛成 日本共産党)

「国民皆年金」といわれて1959年に発足した国民年金制度のもとで、国籍条項があり、加入できなかった在日外国人は、1982年1月1日の難民条約発効にともなって国籍条項が撤廃され、年金加入の道が開かれたが、その時点で20歳以上のすでに障害を有する者と、1986年4月1日時点で60歳以上の者は、年金を受給することができなかった。

すでに、「中国残留邦人等」とされた人たちにも経過措置がとられ、年金を受給できるようになったが、在日外国人に対しては、何の措置も講じられていない。

このような中、700以上の自治体が、在日外国人無年金高齢者・障害者に対する独自の給付金を支給しており、府内でも全市と12町で給付金制度を実施している。

国が何らかの措置を講じるまでの間、本府としても、在日外国人無年金高齢者・障害者に対する給付金制度を実施し、すでに独自の制度を実施している市町とも協力して、制度の拡充をはかるべきである。

以上、決議する。

平成15年10月 日

京 都 府 議 会

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

否決(日本共産党提案 賛成 日本共産党)

義務教育費国庫負担制度は、国として子どもたちの教育に責任を持つ根幹であり、憲法に基づく教育を受ける権利および義務教育の無償の原則、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる観点から実施されてきたものである。

ところが小泉内閣は、「三位一体改革」で国庫補助・負担金を大幅に廃止・縮減し、財政支出を削減しようとしている。

この制度の廃止・縮減は、子どもたちの教育水準の低下、教育条件の後退および地域間の格差の拡大に道を開くものである。

いま求められるのは、国において30人学級の早期実現をはじめ、ゆきとどいた教育の実現とそのための財源を保障することである。

よって国におかれては、義務教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫民輔殿
参議院議長	倉田寛之殿
内閣総理大臣	小泉純一郎殿
総務大臣	麻生太郎殿
財務大臣	谷垣禎一殿
文部科学大臣	河村建夫殿

京都府議会議長 田坂幾太

公衆浴場の振興に関する意見書(案)

可決(厚生労働常任委員会提案 賛成 全会派)

公衆浴場は、住民の日常生活において欠くことのできない施設として、昭和23年に制定

された公衆浴場法をはじめとする関係法令により、住民の利用機会の確保が図られてきた。

しかしながら、自家風呂の急速な普及などライフスタイルの変化や、スーパー銭湯をはじめとする新しい形態の浴場の進出など、公衆浴場をめぐる環境が大きく変化してきており、地域の保健衛生上必要な公衆浴場の存続が危うくなってきている。

よって、国におかれては、住民の保健衛生水準の維持向上を図るため、次の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 公衆浴場をめぐる社会経済情勢の変化に伴い、公衆浴場の配置規則のあり方や入浴料金統制のあり方などについて、公衆浴場法をはじめとする関係法令の抜本的な見直しを行うこと。
- 2 地域の保健衛生水準の維持向上に大きな役割を果たしている公衆浴場の一層の振興策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫	民輔	殿
参議院議長	倉田	寛之	殿
内閣総理大臣	小泉	純一郎	殿
厚生労働大臣	坂口	力	殿

京都府議会議長 田坂 幾太

私立学校助成の充実に関する意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成 全会派)

京都府の私立学校は、歴史と伝統に支えられた各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本府の公教育の発展に寄与している。

しかしながら、少子化や経済不況の中にあって、私立学校の経営は厳しい局面に立たされている。

我が国の教育の将来を考えると、公私あいまの教育体制が維持されることにより、健全な教育が遂行され、個性化、多様化の進展する時代の要請にもこたえうと考えられる。

そのためには、私立学校振興助成法に明示されているとおり、教育条件の維持向上と保護

者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立学校に比べて財政基盤が弱い私立学校の経営の健全性を高めていくことが必要である。

よって、国におかれては、私立学校教育の現状と重要性を認識され、私立学校助成に係る財源保障の一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫	民輔	殿
参議院議長	倉田	寛之	殿
内閣総理大臣	小泉	純一郎	殿
財務大臣	谷垣	禎一	殿
総務大臣	麻生	太郎	殿
文部科学大臣	河村	建夫	殿

京都府議会議長 田坂 幾太

中小企業に対する融資の円滑化に関する決議(案)

可決(与党4会派提案 賛成 全会派)

長引く不況と金融機関の不良債権処理の加速化などにより、企業継続の要となる資金繰りが逼迫していることから、京都府の経済・雇用を担う基幹産業である和装・伝統産業をはじめ機械金属業や建設業など、中小企業の経営環境は極めて厳しい状況が続いている。

また、我が国の金融は、物的担保や連帯保証に重きを置いた融資が主流であり、これが足かせとなって、技術力のある企業や、今後成長を見込める企業などが、資金調達難により廃業を余儀なくされている。

こうした中、京都府においては、京都市と協調し、全国に先駆けて「中小企業あんしん借換融資制度」を創設し、必死の思いで日々資金繰りに努力されている府内中小企業者の支援に努めているところであるが、依然として中小企業の経営実態には厳しいものがある。

現在、政府においては、都市銀行などの大手行に対し、期限と目標を定めた不良債権処理を進める一方、主に地域の中小企業を担う地銀・信金等の地域金融機関に対しては、地域に根ざした取引先との関係を重視し、企業に対する経営相談や経営支援を行い、企業再建を図ることで、地域金融機関としても安定・発展していくための新たな取り組みを進めようとし

ている。

このような状況において、本府議会は、現在の厳しい中小企業金融の実情を憂慮し、いわゆる貸し渋り、貸しはがしにより意欲と将来性のある中小企業が廃業に追い込まれることのないよう、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化や、保証・担保に過度に依存しない融資の促進に取り組むなど、関係機関が一体となって中小企業に配慮した金融の円滑化に万全を期すよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成15年10月 日

京 都 府 議 会

義務教育の維持向上・財源保障を求める意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成 与党4会派)

義務教育の目的は、子どもたち一人ひとりが基礎学力など必要な知・徳・体の調和がとれた基礎的資源を身につけることである。しっかりとした義務教育が行われることにより、子どもたちが豊かな人間性を育み、健全に成長するものである。そのための、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を保障することは、国の責務である。

一方で、画一的な教育から個性化・多様化した教育へ、地方の自主性を生かした教育への転換が今求められており、地方は工夫を凝らした様々な教育を実践しているところである。

政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(骨太の方針第3弾)で、国庫補助負担金を見直し、その所要額を地方に移譲することとしている。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担金の見直しに当たっては、義務教育の機会均等と教育水準を維持向上していくことはもちろんのこと、地方分権時代にふさわしい特色のある教育を地方が行えるよう、現行の制度にとらわれることなく、必要な財源を保障されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長 綿貫 民輔 殿
参議院議長 倉田 寛之 殿

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿
総務大臣 麻生 太郎 殿
財務大臣 谷垣 禎一 殿
文部科学大臣 河村 建夫 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成 全会派)

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年3月に8千万台を超え、国民の6割以上が携帯電話を持っており、いまや国民にとって携帯電話は、日々の生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっている。

しかしながら、携帯電話の会社を変更すると「携帯電話番号」まで変わってしまうため、他の会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声が多い。

諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されているところがある。我が国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため、「事業者間の競争促進」につながり、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いとの指摘もある。

よって、国におかれては、契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」を導入義務化を指導されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長 綿貫 民輔 殿
参議院議長 倉田 寛之 殿
内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿
総務大臣 麻生 太郎 殿
財務大臣 谷垣 禎一 殿

京都府議会議長 田坂 幾太

在日外国人無年金者の救済措置に関する意見書(案)

可決(与党4会派提案 賛成 全会派)

国民皆年金を目指した国民年金法は、国民健康保険法などと同様、在日外国人を対象外とする国籍条項も盛り込み制定された。その後、難民の地位に関する条約が批准され、諸法において改正が行われ、在日外国人にも道が開かれたところである。

しかしながら、遡及適用する必要がない国民健康保険などと違い、制度上過去の取扱いについての立法措置が必要である国民年金法は、残念ながら改正の際、効力は過去に及ばないとされたところである。

自国民を在日外国人より優先的に扱うことは許されるとの判例はあるものの、平成6年の衆参両院における附帯決議、他の社会保険制度等での取扱い、諸外国での取扱いなど、いずれも在日外国人無年金障害者の所得補償への道を示している。

よって、国におかれては、在日外国人無年金障害者が地域で自立した生活をおくるため、福祉的措置による対応も含めた所得保障措置を速やかに講じられるよう要望する。あわせて、在日外国人高齢者に対する救済措置についても速やかな対応を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年10月 日

衆議院議長	綿貫	民輔	殿
参議院議長	倉田	寛之	殿
内閣総理大臣	小泉	純一郎	殿
厚生労働大臣	坂口	力	殿

京都府議会議長 田坂 幾太